第百二十五条第二号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の作成	
第百四十四条第二号（第百六十四条及び第百八十五条において準用する場合を含む。）の規定による介護予防短期入所生活介護計画の作成	
第百九十七条第二号（第二百十五条において準用する場合を含む。）の規定による介護予防短期入所療養介護計画の作成	
第二百四十七条第二号（第二百六十四条において準用する場合を含む。）の規定による介護予防特定施設サービス計画の作成	

別表第二指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

別表第四中介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の項を削り、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中「、第百四十条の二十五」及び「及び第百五十五条の二十三」を削り、同表指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の項を次のように改める。

第七十六条第二号の規定による介護予防訪問看護計画書の提出	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第七十六条第五号の規定による介護予防訪問看護計画書の交付	
第八十五条第五号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の交付	
第百二十五条第五号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の交付	
第百四十四条第五号（第百六十四条及び第百八十五条において準用する場合を含む。）の規定による介護予防短期入所生活介護計画の交付	
第百九十七条第五号（第二百十五条において準用する場合を含む。）の規定による介護予防短期入所療養介護計画の交付	
第二百四十七条第四号（第二百六十四条において準用する場合を含む。）の規定による介護予防特定施設サービス計画の交付	

別表第四指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

第二条　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

一　第二条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「旧指定居宅サービス等基準」という。）第五条第二項、第七条第二項、第四十条第三項並びに第四十二条第二項の規定

二　第三条の規定による改正前の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「旧地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第二項の規定

三　第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「旧介護予防サービス等基準」という。）第一条及び第四条から第四十五条までの規定

四　第十二条の規定による改正前の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（以下「旧情報通信技術利用省令」という。）の規定（介護予防訪問介護計画に係る部分に限る。）

第三条　前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第五条第二項及び第五項並びに第七条第二項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条第二項	当該第一号訪問事業
指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	指定介護予防訪問介護又は当該第一号訪問事業
指定介護予防訪問介護	指定介護予防訪問介護又は当該第一号訪問事業